

## 第7回 消費者行政推進会議 議事概要

1. 日 時：平成20年5月21日（水）17:01～18:01

2. 場 所：総理大臣官邸2F 小ホール

3. 出席者：

○ 委員（50音順）

佐々木座長、川戸委員、阪田委員、佐野委員、島田委員、中村委員、中山委員、林委員、原委員、松本委員、吉岡委員（以上、11名）

○ 政府

福田内閣総理大臣、町村内閣官房長官、岸田消費者行政推進担当大臣・内閣府特命担当大臣（国民生活）、中川内閣府副大臣、西村内閣府大臣政務官、二橋内閣官房副長官（事務）他

4. 議事次第

・取りまとめ素案について

5. 議事の経過

(1)「消費者行政推進会議取りまとめに向けて（素案）」（資料1参照）について佐々木座長より、委員提出資料（資料2参照）について中村委員、島田委員より説明。その後、各委員から順次コメントがあった。主な意見は以下のとおり。

- 消費生活センターについては、庁の設置と同時に立法により機能の拡充・強化を行い、財政支援をすべき。消費者行政において迅速性と同じくらい即時性が重要であり、そのためにも自治体の取組みが重要。全国で一律のレベルで消費生活センターが取り組めることが必要。
- 強力な総合調整機能についての記述をもっとしっかり書くべきである。消費者庁はより高い位置から政策全般を企画・立案・監督することを記述に盛り込むべき。内閣府本府ではなく消費者庁という外局に総合調整権限を置くことを明確に打ち出す必要がある。また、内閣府設置法の改正ではなく、独立した設置法の制定によって消費者庁が本格的なものであると、国民にわかるようにアピールしていくべき。
- 個別法の移管に対して懸念がある。既存の法律を移管するということになる、

消費者保護以外の膨大な業務まで引き受けることになる。個別法の規定については必要な部分だけ消費者庁に移し、横断的な消費者保護のための新法も含めて対応すべき。移管の議論は慎重に、かつ果敢に検討してほしい。

- 地方における消費者行政の取り組み強化については、具体的にどう実現するかを詰めて考える必要がある。
- 新法に関する記述については、すき間事案に対する新法のほかに、「新たな状況の展開に対応して新法を制定する」という項目も入れてほしい。
- 8条機関についてはどういう形で置くのかわかりにくい。いろいろな機能を持たせたいが、それがあれば有効か、そのあたりを詰めていきたい。製品の安全については、消費生活用製品安全法は現状が極めて有効に機能しているというが、本当に迅速か、本当に透明性があるかはわからない。重要だと思うなら消費者庁で考えていくべきだろう。
- 冷凍餃子事件における内閣府の対応はホチキスだけだった。司令塔として早く消費者庁を立ち上げるべき。
- 今の素案での8条委員会と現在の国民生活審議会の違いは、行政処分への意見具申機能があるかどうかくらいである。しかし、そもそもそのような話を20人も30人も委員がいるところで議論できるのかという点に疑問がある。他方で、従来型の審議会でもいいのかという疑問もある。消費者の声が届く仕組みをどうビルトインするかということを考えると、もっと特別な権限、積極的関与が必要だと思う。株式会社におけるCEOのような感じの機能が考えられる。8条委員会の中身については、もっと詰めていく必要がある。
- 地方センター相談員の力量の向上と人員増が必要だが、一方では待遇が悪いとの現実がある。「相談員」という名前が制約になっているということであるので、名称についても考えていかないといけないかもしれない。
- 地方の出先機関への権限の委任とあるが、むしろ国の機関ではなく自治体に移譲すべき。地方自治体に権限を移譲すれば地方における体制は自然と一元化され、強化される。
- 「相応しい規模」について、そろそろ具体的に示す時期ではないか。個人的には

違法収益吐き出しや父権訴訟の立法を考えると、相当の人数が必要と考える。

また、移管される法律については、「どの法律を移管できるか」という切り口ではなく、各省の消費生活部門を移して仕事をしてもらうという切り口の方がよい。人を移して、それから移管すべき法律について議論する方がスムーズに行くのではないか。

- 消費者へのアピールのためにも、消費者庁の設置は、内閣府設置法の改正ではなく消費者庁設置法の制定で行うべき。
- 消費生活用製品安全法は有効に機能していると思うが、問題は縦割りであること。消費者庁への移管により今ある法律を幅広く活用することができるようになる。
- 移管すべき法律名と、横断的新法の制定が必要であることについて明記すべき。これがないと何がしたいのか消費者に具体的に見えてこない。  
規模については、まったく新しい組織を作ることをアピールし、各省の人たちに来たいと思わせることが重要。
- 消費者庁の理念はみな既に共有しており、今の焦点になっているのは具体的な組織や規模、移管する法律といった具体像。我々のとりまとめでは「こういう組織を作ってほしい」という意欲を打ち出していくべき。
- 素案において、事業者について触れているところがほとんどないのが気になる。事業者が報告しやすい制度を作ることも期待している。
- 是非消費者の意思で動いてくれる組織を作る、というメッセージを打ち出してほしい。

(2) 締め括りに当たり、岸田消費者行政推進担当大臣、町村官房長官、福田内閣総理大臣より、それぞれ挨拶があった。

以上

[文責：内閣官房消費者行政一元化準備室（速報のため事後修正の可能性あり）]